

省エネルギー・ 環境保全に向けた 取り組み

省エネ法が平成25年に改正され、省エネルギー性能を建築物全体として総合的に評価するようになった。また今回を含め過去4回の省エネ基準改正で昭和55年基準以前より、エネルギー消費量を63%以下にすることが求められた。しかし新築建築物(非住宅)の省エネ基準適合率が90%程度であることから、今後2020年に向けて省エネ基準への段階的な適合義務化が進められる。電気需要平準化への取り組みも義務化された。トップランナー制度には、断熱材と窓(サッシとガラス)が加えられ、パッシブな省エネが促進されると共に、日本の全年間消費電力量の55%を占める三相誘導電動機も、その効率向上のために本制度に加えられた。業務用冷凍空調機器で使用されているフロンは高い温室効果があるため、フロン排出抑制法が改正され、新たに使用時の漏えいを防止するための機器の点検やその記録を残すことが必要になった。

このような法規制への対応や省エネ機器・建材の採用、上昇する電気料金削減のために、各施設で省エネへの取り組みが進められている。東京都の温室効果ガス排出総量規制では、1期で8%または6%、2期で17%または15%の排出総量削減を求めていたが、1期分達成の事業所数割合が92%、2期分達成が71%と対策が進んでいる。一方ホテルや病院は、その業務の特性もあり事務所ビルやデパート・スーパーほど省エネが進んでいない。公共施設でも省エネへの取り組みが進められている。運用改善だけで34%の省エネを図った事例、PPS導入による電力料金削減、ベンチマー

大島 一夫

エネルギー環境保全マネジメント研究部会
部会長

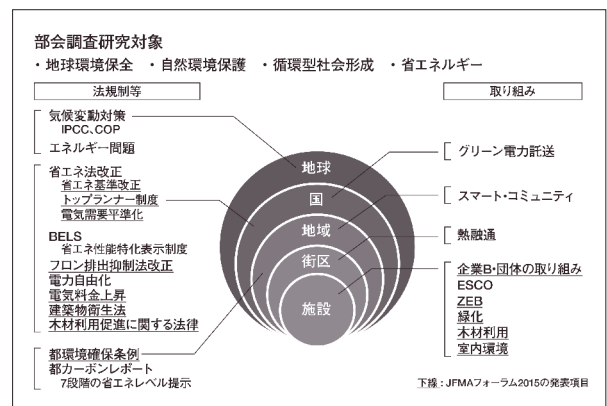
株式会社NTTファシリティーズ総合研究所
EHS&S研究センター長
認定ファシリティマネジャー



クにより改善点を探る活動、光熱水費削減額を還元する制度、補助金を利用した省エネ改修、老朽化した設備の改修を機に省エネ設備の導入をはかり30%の省エネを削減した事例などがある。またネットゼロエネルギービル(ZEB)に向けた取り組みも各国で始まっている。

林業の発展による森林の適正な整備等を進めるために、公共建築物等における木材の利用促進に関する法律が施行されており、建築物や家具への利用が進められている。また建築物の緑化による二酸化炭素の吸収、緑陰創出によるヒートアイランド現象の緩和、都市型洪水の緩和、生物多様性の保全などを目的に、自治体による条例が制定され、建築物の緑化が進められ、集客にも効果を上げています。

当部会では、これらの調査研究結果をまとめ、JFMAフォーラム2015において発表した(図表1参照)。今後もエネルギー環境問題に関わる法規制動向、施設における取り組み事例等の調査研究を行っていく計画である。



図表 部会の調査研究対象と発表項目